

東近江市高齢者保健福祉推進会議、介護保険運営協議会、
地域包括支援センター運営協議会（第1回）

資料 3

令和3年7月1日(木)

介護保険に関する条例の一部改正について

東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について

1 概要

令和3年度介護報酬改定における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「基準省令」）の施行に伴い、全ての介護サービスを対象とした高齢者虐待防止対策の実施や感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画の策定について義務化される等の見直しが行われた。以前は、本市独自規定として定めていた①人権擁護と虐待防止に関する取組②非常災害時における業務継続のための体制構築について、今般の基準省令の改正により、同内容が基準省令に明記された。

これを受けて、本市の指定居宅介護支援事業所等の指定基準等について定める各条例の重複する箇所の削除及びこれに伴う体裁等の変更のための改正を行う。

2 対象条例

- (1) 東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 東近江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (3) 東近江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 東近江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

3 改正内容（※下線部：各条文によって定める事業者に置換する。）

	基準省令（改正後）	本市条例（改正前）	本市条例（改正後）
人権擁護と虐待防止に関する取組	(第3条第3項) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	(第4条第2号) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修の機会を確保するものとする。	削除
非常災害時における業務継続のための体制構築	(第32条第2項) 指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	(第4条第3号) 指定居宅介護支援事業者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。	削除